

介護サービス事業者 各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の交付申請について
(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、次のとおりお知らせします。

1 対象事業所・施設

神奈川県内(政令指定都市及び中核市を含む)に所在する、令和8年3月までに開設した以下のいずれかに該当する介護サービス事業所・施設(介護予防・日常生活支援総合事業を含む)(以下「介護サービス事業所等」という。)

- ・(別紙1)表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、県の交付要綱5(1)の要件を満たすもの
- ・(別紙1)表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、県の交付要綱5(2)の要件を満たすもの
- ・(別紙1)表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、県の交付要綱5(3)の要件を満たすもの

2 対象外事業所・施設

- ・令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
- ・計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
- ・(別紙1)表4に掲げる(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売に該当する事業所

3 交付対象経費

(1) 賃金改善経費(要件①、②が該当)

介護従事者の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)をいう。)の改善経費。

(2) 職場環境改善等経費(要件③による交付金)

職場環境改善の取組の経費又は介護職員等の賃金改善経費

4 交付額の算出方法

介護サービス事業所等に対する交付額は、以下の式により被保険者ごとの補助交付額を算出し、介護サービス事業所等ごとに交付額を合計することで確定する。

$$\text{被保険者ごとの交付額} = \text{基準月の介護総報酬} \times \text{交付率}$$

※ 基準月は原則として12月とするが、12月の介護報酬が他の月と比較し著しく低い等の場合は、例外として1～3月を基準月とすることも可能。

5 申請受付期間

回	申請受付期間	対 象	支払予定日
第1回	令和8年1月23日(金)～ 令和8年2月6日(金)	基準月を令和7年12月とした事業所	令和8年4月15日
第2回	令和8年4月1日(水)～ 令和8年4月15日(水)	令和7年12月の介護報酬が著しく低い等により、基準月を令和8年1～令和8年3月とした事業所、月遅れ請求等で令和7年12月の報酬確定が遅れていた事業所および令和8年1月～令和8年3月の間に新規開設した事業所等	令和8年6月30日

- 本交付金は法人単位で申請を行うため、12月を基準月とした事業所とその他の月を基準月とした事業所が混在している場合は第二回でまとめて申請すること。
- 第一回で申請した事業所は第二回では申請できない。
- その他詳細な業務スケジュールは、介護情報サービスかながわに掲載する想定事務フローのとおり

6 申請書類

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（別紙様式2）
- 口座確認書類（通帳の写し、通帳レス口座等で通帳が存在しない場合は口座情報のスクリーンショット等の金融機関コード、支店番号、口座種別、口座名義がわかる書類）
- ※ 口座確認書類は債権譲渡している事業所を振込先に指定した法人に限り提出が必要となる。

7 申請方法

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業交付金申請フォーム

<https://eb1203a1.form.kintoneapp.com/public/e91ac066f87e7b7914899515e46871abe8fa8bcda913807082f3108c4d438755>

8 申請マニュアル・Q&A等掲載場所

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→書式ライブラリー

→介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

→介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業（令和8年）

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=90952&id=90953>

9 その他

「1 対象事業所・施設」に記載の要件のうち、「ケアプランデータ連携システムの加入」にあたっては、別途ご案内している支援策を活用いただけます。

次の事務連絡をご参照ください。

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について（令和8年1月22日付け事務連絡）」

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ その他

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=6&id=425>

問合せ先

<本事業の制度に関すること>

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号 (050)3733-0222

(受付時間 9:00~18:00 土日含む)

<提出方法に関すること>

神奈川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善

支援事業交付金コールセンター（1月23日から）

電話番号 (050)1748-5232

(受付時間 9:30~17:00 平日のみ)

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（5（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率					6 (参考) ③
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6	
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%	
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%	
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%	
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%	
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%	

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（5（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率					
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%	
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%	
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%	
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%	
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%	
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%	
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%	

注 短期利用型サービスも含む。

表3

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表4 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%